

2019年9月30日までのご利用分は、こちらをご利用ください。

(株)産業貿易センター 御中

No. _____

横浜市中区山下町2番地

Tel:045-671-7111 Fax:045-671-7116

会議室利用申込書

会議室利用規則を了承し、利用関係者に周知の上、下記の内容にて(株)産業貿易センター会議室の利用申込みを致します。

申込日: 20__年__月__日

ご利用部屋番号		<input type="checkbox"/> 302号室	<input type="checkbox"/> B102号室
お申込者	お名前 (団体・会社名)		
	ご担当者	(印)	
	ご住所	〒 _____	
	TEL	()	
	FAX	()	
	請求先名・住所 (上記と異なる場合)		
会議内容	会議の名称		
	案内板記載内容 (名称と異なる場合)		
	利用日時	月 日() 時 分 ~ 時 分	
	利用人員	名	
お支払い方法		<input type="checkbox"/> 当日現金	<input type="checkbox"/> 銀行振込 ※ご使用月末に請求書を送付致します

ご利用内容チェック欄 (必ず該当欄に○印でチェックをしてください。)

お部屋

(税込)

	全日 9:00~17:00	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間※ 18:00~21:00
302号室	¥27,000	¥11,880	¥15,120	¥10,800
B102号室	¥19,500	¥9,100	¥10,400	¥7,800

※夜間については別途時間外空調料金が発生する場合があります。

貸出備品

(税込)

無線マイク (1セット-2本) (2セット-3本)		プロジェクト (スクリーン付)		スクリーン		TV モニタ	
1	¥3,240	2	¥4,860	¥5,400		¥2,160	
有線マイク							
1本	¥1,620	2本	¥3,240				

特記：私は、横浜市暴力団排除条例（平成24年4月施行横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成23年4月施行神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。

※お弁当等の出前は『当ビル内飲食店のみ』ご利用可能です。ゴミはお持ち帰りください。

全ての項目に漏れなくご記入願います。

2019年10月1日以降のご利用分は、新料金となります。こちらをご利用ください。

(株)産業貿易センター 御中

No. _____

横浜市中区山下町2番地

Tel:045-671-7111 Fax:045-671-7116

会議室利用申込書

会議室利用規則を了承し、利用関係者に周知の上、下記の内容にて(株)産業貿易センター会議室の利用申込みを致します。

申込日: 20__年__月__日

ご利用部屋番号		<input type="checkbox"/> 302号室	<input type="checkbox"/> B102号室
お申込者	お名前 (団体・会社名)		
	ご担当者	(印)	
	ご住所	〒_____	
	TEL	()	
	FAX	()	
	請求先名・住所 (上記と異なる場合)		
会議内容	会議の名称		
	案内板記載内容 (名称と異なる場合)		
	利用日時	月 日() 時 分 ~ 時 分	
	利用人員	名	
お支払い方法		<input type="checkbox"/> 当日現金	<input type="checkbox"/> 銀行振込 ※ご使用月末に請求書を送付致します

ご利用内容チェック欄 (必ず該当欄に○印でチェックをしてください。)

お部屋

(税込)

	全日 9:00~17:00	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間※ 18:00~21:00
302号室	¥27,500	¥12,100	¥15,400	¥11,000
B102号室	¥19,800	¥9,240	¥10,560	¥7,920

※夜間については別途時間外空調料金が発生する場合があります。

貸出備品

(税込)

無線マイク (1セット-2本) (2セット-3本)		プロジェクト (スクリーン付)	スクリーン	TV モニタ		
1	¥3,300	2	¥4,950	¥5,500	¥2,200	¥1,100
有線マイク						
1本	¥1,650	2本	¥3,300			

特記: 私は、横浜市暴力団排除条例(平成24年4月施行横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条例第4号に規定する暴力団員等、同条例5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例(平成23年4月施行神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。

※お弁当等の出前は『当ビル内飲食店のみ』ご利用可能です。ゴミはお持ち帰りください。

全ての項目に漏れなくご記入願います。